

消費税法・地方税法の改正に伴うガス料金改定のお知らせ

釜石ガス株式会社

日頃は釜石ガスをご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

弊社は、消費税法・地方税法の改正に伴い、平成 26 年 4 月 1 日を実施日とする供給約款および選択約款の変更について、東北経済産業局長に届出いたしております。

本改定は、消費税率(地方消費税率含む)の引き上げにより、料金表を見直すものです。

消費税率の引き上げに伴う見直し後のガス料金表は、平成 26 年 4 月検針分から適用いたします。ただし、法令に基づく経過措置※が適用されるお客さまについては、平成 26 年 5 月検針分から適用いたします。

※平成 26 年 3 月 31 日以前から継続してガスをご利用いただいているお客さまの平成 26 年 4 月検針分については、見直し前のガス料金を適用いたします。

●消費税取り扱いの内容につきましては、平成 26 年 3 月検針時にお配りしておりますご説明チラシ(次ページ)または平成 26 年 4 月 1 日実施の供給約款・選択約款をご参照ください。

〔一般ガス(都市ガス)供給約款・選択約款〕

- ・一般ガス供給約款
- ・家庭用厨房給湯暖房契約(トリプル契約)選択約款
- ・家庭用給湯暖房契約(エコノミー契約)選択約款
- ・家庭用コージェネレーションシステム契約選択約款
- ・業務用暖房契約選択約款

〔簡易ガス供給約款〕

- ・適用団地名： 上平田ニュータウン・日向団地・片岸団地・祝田団地・洞泉市営住宅
- ・適用団地名： 雇用促進住宅洞泉宿舎
- ・適用団地名： 大槌祝田団地(旧大槌ガス地区)
- ・適用団地名： 大畑団地
- ・適用団地名： 県営平田アパート

〔簡易ガス選択約款〕

- ・家庭用ガス暖房システム契約(適用団地名：上平田ニュータウン)
- ・家庭用ガス暖房システム契約(適用団地名：片岸団地・祝田団地)
- ・家庭用ガス暖房システム契約(適用団地名：大畑団地)

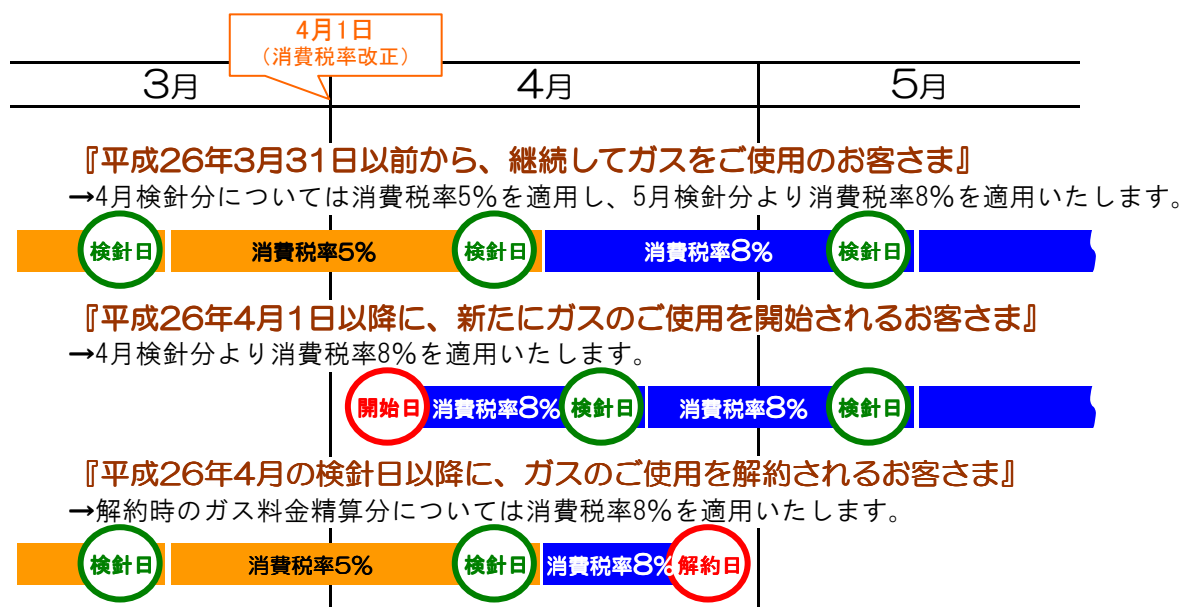
消費税法・地方税法の改正に伴う消費税率の取り扱いについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度の消費税法・地方税法の改正による、お客さまのガス料金等にかかる消費税率の取り扱いについて、下記のとおりとさせていただきますので、何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

1.ガス料金について

- ①平成26年3月31日以前から継続してガスをご利用いただいているお客さま
→4月中の定例検針分まで消費税率5%の料金を適用し、それ以降に発生するガス料金より消費税率8%を適用いたします。
- ②平成26年4月1日以降にガスのご使用を開始されたお客さま
→4月検針分（場合により5月検針分）より消費税率8%を適用いたします。



2.ガス機器代金・工事代金について

平成26年4月1日以降の引渡しについては、消費税率8%を適用いたします。

3.ガス漏れ警報器等リース料金について

《 適用消費税率 》

| 請求対象 | 平成26年3月31日までのリース料金 | 平成26年4月1日以降のリース料金 |
|--------------------------------|--------------------|-------------------|
| 契約時期 | | |
| 平成25年9月30日までにご契約された場合（※） | 5% | 5% |
| 平成25年10月1日～平成26年3月31日にご契約された場合 | 5% | 8% |
| 平成26年4月1日以降にご契約された場合 | --- | 8% |

※平成25年9月30日までにご契約のお客さまは、法令の経過措置により、平成26年4月1日以降も消費税率5%が適用されます。契約満了後再契約される場合は、その時点での税法の取り扱いにより適切な消費税率を適用いたします。

お問い合わせ先

〒026-0031 釜石市鈴子町147-5

釜石ガス株式会社

TEL 0193-22-3535
総務部総務課まで